

平成27年1月から基礎控除額の引下げにより増税になりました。

## 相続の専門家がしっかりサポート

# 相続税対策は万全ですか？

事前に適切な対策を行うことにより、納税額が大きく変わります。

平成27年1月から相続税の基礎控除が6割に縮小されました。今まで相続税がかからなかったお客様にも相続税が発生する可能性があります。事前に適切な対策を講じることで納税額が大きく変わります。詳しくは相続専門の当事務所にお気軽にお問い合わせください。

### 遺産1億円の場合のシミュレーション(単位:万円)

相続人		現行	改正後
1人	基礎控除額	6,000 ▶	3,600
	相続税額	600 ▶	1,220
3人	基礎控除額	8,000 ▶	4,800
	相続税額	200 ▶	630
5人	基礎控除額	10,000 ▶	6,000
	相続税額	0 ▶	400

### 相続税の主な改正点

#### ●基礎控除額の引き下げ

現行 5000万円+(1000万円×法定相続人数)  
改正後 3000万円+(600万円×法定相続人数)

#### ●相続税の最高税率の引き上げ

各法定相続人の取得金額が2億円超において相続税率が引き上げられ、税率構造が変わります

#### ●未成年者・障がい者控除の控除額の引き上げ

1年につき 6万円 → 10万円

#### ●小規模宅地等の特例

限度面積・適用面積が各々、拡大されます  
居住用の宅地等 240㎡ → 330㎡  
居住用+事業用の宅地等 400㎡ → 730㎡

### 当事務所の取り組み

#### ●納税資金対策

現預金など流動性の高い資産を残し、生命保険などを活用して納税資金に備える対策を行います

#### ●財産の移転対策

贈与税の年間110万円の基礎控除、住宅取得資金向け特例、教育資金向け特例を活用し、生前に財産を移転させる対策を実施します

#### ●財産の評価引き下げ対策

財産の種類による評価額の違いを活用して、相続財産の評価額を引き下げる対策を行います

#### 【特例活用】小規模宅地等の特例の活用

遺産である宅地等のうち限度面積までの部分については、一定の要件において、相続税に算入すべき価額の一定割合が減額される特例が活用できます

#### 【特例活用】取得費加算の特例の活用

「相続税が取得費に加算される特例」という制度を活用することで納税の負担が軽減します

### サービスメニュー

#### ●遺産相続関連

遺言書作成/遺産分割協議書の作成/生前贈与対策  
※遺言書・遺産分割協議書の作成は弁護士・司法書士と連携して行います

#### ●相続税対策

相続税額計算/納税資金対策/生命保険の活用提案

#### ●不動産関連

土地評価/名義変更手続き

【お問い合わせは、相続専門の】

サンプル税理士事務所

お気軽にお電話ください。

TEL 03-0000-0000